

大阪市立 南市岡小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「助け合える子・はっきり言える子・ねばり強い子」育成のために「南市岡小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針として、以下の3点をあげる。

- ① どんな時も、いじめを許さない心を持ち、いじめを許さない行動に徹するよう、すべての教育活動を通して、具現化する学校づくりをする。
- ② お互いにいじめを見つければ報告する、いじめを受ければ相談できる人間関係を構築するなど、いじめを早期発見できる体制をつくる。
- ③ いじめをなくすために、学校だけでなく、地域、保護者と連絡、連携しあって、よりよい環境づくりにつとめる。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 基礎基本的な学力を確実に身につけるために、プリントや個別指導など個に応じた学習指導を工夫する。
- ② お互いの考えを話し合うなかで、自分の考え方をもち、それぞれが問題解決をできる力をのばす。
- ③ 研究テーマを設定し、全学年の担任による授業研究を実施し、授業力を高める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①朝の会や児童集会で一人一人が活躍することができる活動を充実させる
- ②とくに体験的な活動や、特別活動で友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりをはかる。
- ③あらゆる場で児童を認め、互いに誉める指導を充実させる

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくり

- ①道徳推進教員を中心として道徳教育の充実をはかる。
- ②あらゆる場面で命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができるような教育活動にしていく。
- ③事例を取り上げ「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる指導を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 細かく児童を観察し、担任や管理職などに報告し、情報を共有化できるようにする。
- ② 担任は児童の変化に気付いた時は、綿密に記録する。
- ③ 担任に限らず教職員全員がいじめ相談にのることを児童にアピールし、児童が気軽に相談できるようにする。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案をいじめ防止対策委員会（管理職等）へ報告する
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制をとる（情報の共有化・教職員の連携等）
- ③ 被害児童を心のケアをふくめて保護にあたる。また、加害児童へ適切な指導を行う。
- ④ 必要に応じて、警察や子ども相談センターと連携し、対応をしていく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織（いじめ防止対策委員会）

＜構成＞ 管理職・首席・教務主任・生活指導部長・人権教育主担・学年主任・学級担任・養護教諭・特別支援教育担当・外国人教育担当

＜内容＞・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

＜開催＞職員会議後、児童一人一人の様子、問題点について話し合い、共通理解する。

(2) 年間計画（調査等）

- ①児童対象いじめアンケート調査（各学期1回実施）
- ②教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査（必要に応じて）
- ③研修会 ・人権教育実践研修会
・児童理解研修会及び生活指導連絡会（毎月 職員会議後）

○保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。
- ②学校協議会への提案・協力体制をつくることによって地域との連携をはかる。
- ③中学校下を単位とし、町会、組織と連携をはかる。

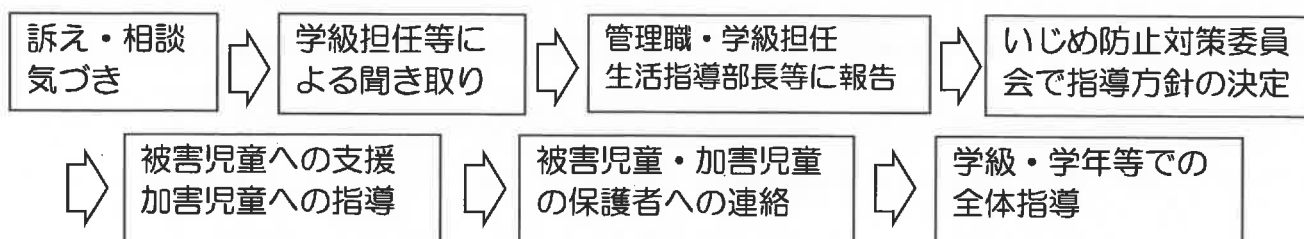
○取組内容の検証

年度の終わりには取組についてふりかえり、改善点について話し合い、次年度の課題とする。

7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ・学校の対応を共通理解する。（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
 - ・調査組織を設置する。事実関係の明確化を徹底する
 - ・被害児童生徒及びその保護者への適切な情報を提供する
 - ・事実関係を明確に、不明な点はそのことについても教育委員会へ細かく報告する。

※ いじめ発見の際の流れ



平成26年7月31日 策定
平成30年5月 1日 改訂
令和2年8月1日 改訂

